平成２７年（フ）第４０号
鳥取県米子市米原７丁目４番６号
債務者　髙橋　博子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第６６号
松江市西津田３丁目１番52―302号　西津田マンション
債務者　冨田　　誉
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２号
愛媛県西条市北条588番地１
債務者　渡部　正浩
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第５号
栃木県真岡市熊倉３丁目39番地９エコノプラザ熊倉301号
債務者　小田由美恵
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（フ）第４９号
川崎市川崎区殿町１丁目18番２号、前住所東京都板橋区仲町16番13号
債務者　宮子　睦子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
長野県安曇野市穂高北穂高957番地３
債務者　忠地　　徹
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１１号
愛媛県宇和島市津島町岩松甲1331番地
債務者　泉　　七重
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第３４８号
大分市大字金谷迫135番地の３
債務者　足立　依子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４４号
大分市大字三佐763番地の１　エンブレム三佐305
債務者　阿部　政則
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
千葉県柏市若柴６番地25　第三関東マンション205号
債務者　中村　幸恵
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１１８号
千葉県柏市藤ケ谷545番地18　優友館105号
債務者　小河原由紀（旧姓高塩）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２９号
千葉県流山市江戸川台東３丁目６番地の６　サン・コーポラス江戸川台３―301
債務者　石田　　浩
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１４７号
千葉県我孫子市天王台４丁目５番53号
債務者　水田　悦弘
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８８号
兵庫県西宮市久出ケ谷町３番７号　ラポール夙川102号、前住所兵庫県西宮市上甲子園１丁目15番２―405号
債務者　イーストホームこと　田内　哲昭
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１号
山口県山陽小野田市大字小野田234番地３、従前の住所山口県山陽小野田市大字西高泊1204番地５　ルーベルシエステ202号
債務者　酒井　麻紀（旧姓繁田）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１１号
大分県日田市大字三和1016番地３
債務者　宇野　　亨
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１４号
大分県玖珠郡九重町大字後野上123番地の１
債務者　原　　聖子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第８８０号
神戸市北区鈴蘭台北町５丁目７番17号
債務者　電化ストアーキソダこと　木曽田助成
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部